

# 带状疱疹ワクチン接種費用助成のご案内

## ●带状疱疹とは

带状疱疹は、多くの方が子どものときに感染する水ぼうそうウイルスが原因で起こります。治った後もこのウイルスは神経節に潜んでいるため、ストレスや過労、病気、加齢など免疫力が低下した際に、再び活性化して带状疱疹を発症します。発症すると、主に体の片側の一部にピリピリとした痛みがあらわれ、その部分に赤い発疹ができます。

日本では、80歳までに約3人に1人が発症するといわれており、皮膚症状が治った後も、50歳以上の約2割の人に带状疱疹後神経痛（PHN）と呼ばれる長い痛みが続くことがあります。

## ●带状疱疹ワクチン接種の費用助成について

带状疱疹ワクチン予防接種は予防接種法に基づかない任意の予防接種です。接種対象者の希望により受けるもので、法律上の義務はありません。予防接種による効果や副反応等十分にご理解いただいたうえで、接種の判断をしてください。

## 1. 対象者と助成金額

※裾野市に住民登録があり接種日時点で50歳以上の方

※接種費用は医療機関により異なります。

※带状疱疹ワクチンは2種類あり、制度の利用はどちらかのワクチンで生涯1度限りとなりますのでご注意ください。

	生ワクチン(ビケン)	不活化ワクチン(シングリックス)
接種回数	1回	2回
助成回数	1回	2回以内
助成金額	4,000円	10,000円/回

## 2. 接種までの流れ

※助成制度は、接種を希望する医療機関によって受領委任払と償還払があります。どちらかの制度で申請をしてください。

接種の **前** に  
申請が必要です

### **受領委任払** 指定医療機関\*で接種する場合(\*指定医療機関は一覧参照)

- ① 市へ带状疱疹予防接種費用助成申請書を提出する  
(申請方法は、窓口・電子申請・郵送のいずれかになります。窓口での申請は15分程度で発行となりますが、電子申請・郵送申請の場合は助成券発送まで2週間程度かかります)
- ② 指定医療機関に確認・予約をします。
- ③ 指定医療機関にて申請書を提出し、接種を受けてください。
- ④ 接種費用から助成額を引いた額を、医療機関窓口にてお支払いください。

#### 接種の際に必要なもの

1. 申請書(市で発行したもの)
2. 裾野市民であることが確認できるもの(免許証等)
3. 保険証等(診察の結果、その他医療が必要になった場合に使用します)
4. 接種費用(医療機関によって異なります)

## 償還払 指定医療機関以外で接種する場合

接種の **後** に  
申請が必要です

- ① 医療機関に予約し予防接種を受ける
- ② 接種費用を全額支払う（接種費用は医療機関によって異なります）
- ③ 健康推進課の窓口で必要書類を揃えて申請する  
（指定医療機関以外で接種した場合、接種した年度の翌年度、4月10日までに払戻しの申請をしてください。）
- ④ 申請から1～2か月後に指定口座に該当する助成金額を振込み

### 申請の際に必要なもの(必要書類が不足する場合には申請できません)

- ① 接種済証や予診票等（接種したワクチンの種類がわかるもの）
- ② 領収書の原本（予防接種の接種費用がわかるもの）
- ③ 裾野市带状疱疹ワクチン接種費用助成金支給申請書  
申請書は保健センター窓口のほかに、市HPからダウンロードできます
- ④ 本人確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）
- ⑤ 振込先のわかる通帳またはキャッシュカード

## ◆带状疱疹 Q&A

Q 以前、带状疱疹になったことがあります。ワクチンを接種できますか？

A 接種できます。一度带状疱疹になった人でも体の免疫力が低下すると、再発する可能性があるからです。ただし、現在発症している方については、带状疱疹が治癒し、体調が十分に回復するまで待ってから接種を行ってください。また、ワクチンを接種してもすでに発症した带状疱疹による神経痛に対しての効果はないことを御理解のうえ接種を検討してください。治癒後のワクチンの接種間隔については、決まりはありませんので医師にご相談ください。

Q 水ぼうそうにかかったことがない人でも、带状疱疹ワクチンは接種できますか？

A 過去に水痘の履歴がなくても（または不明でも）、接種することができます。

Q 既に自費で带状疱疹ワクチン接種を済ませていますが、今後接種できますか？

A 助成制度は生涯に一度のみ利用できる制度です。過去に自費で带状疱疹ワクチンを接種した方は、助成制度を利用することは可能ですが、臨床試験での有効性・安全性が確立されていませんので、必要性を医師と相談してください。

Q 1回目をシングリックス（不活化ワクチン）、2回目をビケン（生ワクチン）で接種しても良いですか？

A 2種類のワクチンのいずれか一方が制度の対象となります。上記の接種の場合、2回目の異なるワクチンは助成の対象となりません。

Q 予防接種救済制度の対象になりますか？

A 任意接種のため独立行政法人医薬品医療機関総合機構法に基づく救済の対象となります。また市が加入する保険により、国と同じ程度の救済（補償）となる場合があります（死亡補償保険金と障害補償保険金）。

## 【問い合わせ】

裾野市健康推進課 055-992-5711